

令和3年度事業計画及び収支予算

新型コロナウイルス感染症の影響への対応と終息後の社会を展望して

一般社団法人 公立大学協会

I はじめに

- 令和2年度は、4月のインフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、すべての公立大学は終息の見えない新型コロナウイルス感染症拡大に対し、それぞれの地域の状況に応じた感染防止対策と、オンラインに対応した学びの環境整備に取り組むこととなった。
- それを受け、本協会ではコロナに対応する公立大学の取組みや、それを支える設置自治体に対する支援に関し、各方面への働きかけを強めてきた。その結果、17年ぶりとなる文部科学省からの公立大学への直接補助をはじめとする成果を得ることができた。
- しかしながら、そこに至る活動プロセスにおいては、従前のように会議の場で情報交換や議論を積み重ねることが困難となり、諸事業についてもオンライン形式で代替せざるをえなかった。一方で、オンライン環境は事業活動の空間的な制約から解放させるものとなった。
- 令和3年度の活動では、状況に応じ対面形式も慎重に取り入れながら、事業の性格によっては引き続きオンライン形式、あるいはオンラインと対面を組み合わせたハイブリッド形式が採用できると考えられる。
- こうした環境条件を念頭において、令和3年度の事業計画は、令和2年度に行った「事業及び組織のあり方検討会議」や理事会の議論も踏まえ、コロナ下の制約をチャンスに変えながら、新たな事業や体制整備にも積極的に取り組むこととする。

II 事業計画(重点事業)

1 要望活動等 — ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて

- 昨年度スタートした修学支援新制度の公立大学の授業料減免分の財源については、国公立大学共通の措置となるよう重ねての要望を行ってきたが、地方交付税による措置となった。ただし、総務省による算定方法は「対象学生数」に、「一人当たり単価を乗じる」ものとなり¹、設立団体の需要の実額が確実に措置される内容とされた。
- 新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年度には、3次にわたって措置された交付金²が設置自治体経由で活用できたほか、コロナ下において公立大学が独自に行う奨学金の予算として17年ぶりとなる文部科学省による補助金が措置された。しかしながら、令和3年度においては、それらの支援は地方財政措置に含める形に整理され、補助金の継続措置は難しい状況になっている。
- 今後、公立大学協会としては、相対的に経済状況が厳しい家計状況におかれている公立大学生³に対する経済支援、あるいは地方創生において重要となる地方大学として、積極的な役割を果たしていけるよう、各方面への働きかけや要望活動を強めていく。

(1) コロナ感染症拡大対応

- コロナ下で、経済的に困窮に陥った学生への支援
- ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた公立大学の学びの整備
(文部科学省、全国公立大学設置団体協議会等)

(2) 基盤的経費

- 公立大学に関する地方交付税の確実な措置
- 地方大学として積極的な役割を果たす公立大学への投資的な経費への地方財政措置
(総務省、文部科学省等)

¹ 総務省内簡「令和2年度 普通交付税の算定方法の改正について」

² 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

³ 日本学生支援機構(2018)「平成28年度学生生活調査」p.53

2 3つの常置委員会における活動の活性化

- 地域社会や高等教育を取り巻く環境が急速に変化する中で、公立大学にかかわる政策面・教学面・経営面にかかわる様々な検討が必要になっている。
- 政府の各種答申や本協会の『公立大学の将来構想』⁴における提言を踏まえ、今後の公立大学の発展に向け3つの常置委員会の活動を活性化させる。
- オンライン環境も積極的に活用した委員会の開催を進め、必要に応じて作業部会等を設置し、各公立大学の現状や課題を把握するためのアンケート等による情報収集を行ったうえで、会員校の実情に即した提言等をまとめる。
- 具体的には、各委員会の検討課題等として以下に示した事項に取り組む。

(1) 第1委員会

- 新型コロナ感染症拡大下で学生の学びを守るためには、公立大学の教育研究機関としての責任と、設置自治体における設置行政の責任の、2つの責任が問われることが浮き彫りになった。
- そうした責任を果たし、アフターコロナにおいても社会からの信頼を社会に示していくために⁵、公立大学のガバナンスの指針について、会員校や設置団体との対話を通じて検討を進める。
- 公立大学の使命である地域連携、地域貢献に関連する様々な検討を進める。

検討課題	・公立大学のガバナンスに関する検討 ・地域連携・貢献に関する検討
重点事項	・政策研究 ・設置自治体政策研究（好事例のライブラリー化）
作業部会等	・LINKtopos（全国公立大学学生大会）企画チーム ・大学連携に関する検討WG

・そのほか必要に応じ、公共政策系の学部が構成する部会の結成に取り組む。

⁴ 公立大学協会『公立大学の将来構想 ガバナンス・モデルが描く未来マップ』（2019年5月）p. 17

⁵ いわゆるコーポレート・ガバナンス改革においては、「コーポレートガバナンス・コード」及び「スチュワードシップ・コード」が車の両輪として機能することが期待されている。後者は、機関投資家が建設的な対話を通じて、投資先企業の中長期的な成長を促し、適切に受託責任を果たさせるための原則である。

(2) 第2委員会

- 教学関係の課題については、各会員校においていわゆる「教学マネジメント」の確立⁶が求められている。しかしながら、学習成果の把握や教学IRなどの取組を各大学単独で確立することが難しい場合もある。
- そうした状況を踏まえ各大学の好事例の取組を共有するための取組を進める。
- 入試の課題については、引き続きワーキンググループを設置し、対応を図る。

検討課題	・ 教学マネジメントについての検討 ・ 入学者選抜についての検討
重点事項	・ 大学のDX化についての検討 ・ 情報システムの在り方、教学IRシステム
作業部会	・ 入試WG ・ 教学マネジメントに関するWG（必要に応じ設置）

(3) 第3委員会

- 公立大学の将来像を描くにあたり、その経営人材の育成は最重要課題となっている。令和2年度に第3委員会のワーキングがまとめた「公立大学教職員の新たな研修システムの構築について」を踏まえ、公立大学教職員の体系的な研修システムの構築に取り組む。
- そのほか、研究力強化や競争的資金の獲得など、各大学で重要と考える経営課題についての検討を進める。

検討課題	・ 大学の経営課題に関する検討 ・ 経営人材育成に関する検討
重点事項	・ 新たな研修システムの構築 ・ 研究力強化、競争的資金獲得のための方策
作業部会	・ 研修システム構築プロジェクトチーム（仮称） ・ 経営問題WG（必要に応じ設置）

⁶ 「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 大学分科会）

3 「大学教育質保証・評価センター」の積極活用

- 公立大学協会は、認証評価に関する10年近くにわたる検討や試行評価を経て、2019年に基本金を出捐し、一般財団法人大学教育質保証・評価センター設立した。同年、同センターは文部科学省の認証を得て認証評価機関となり、2020年度より認証評価事業を開始している（2020年度は7大学が受審、2021年度は5大学が受審予定）。
- 今年度も引き続き、認証時の条件として示された資金的な支援等を行う。

(1) 評価事業の積極的活用

- 評価センターの会員への加入を推進し、センターの認証評価の着実な活用をはかる。
- 公立大学の特色ある地域貢献活動等をアピールするための外部評価を構想する。

(2) 内部質保証の研究および支援

- 認証評価の受審を通じた大学改革の推進を実質化する。
- 公立大学全体としての質保証システム（法人評価との連動等）を構想する。

Ⅲ 事業計画

1 総会、学長会議、理事会等

- ① 定時総会：5月24日に開催する。
- ② 理事会：4月、7月、10月、1月に開催する。必要に応じ臨時の理事会を開催する。
- ③ 地区協議会活動（7月～9月）：各地区において地区協議会を開催し、政策課題に関する各地区共通テーマを議論する。検討事項は学長会議で情報共有する。
- ④ 学長会議：年2回（10月頃、2022年1月27日）開催する。
- ⑤ 副学長等協議会：9月16日、事務局長等連絡協議会：10月29日に開催する。

2 部会活動

- ① 各部会の自主的な判断において協議テーマ等を設定し部会を開催する。
- ② 要請に応じ、学部長、学科長に対する研修に関する事業を提供・実施する。
- ③ 部会未加入の学部に対し参加を呼びかける。

3 研修活動

- ① 定時総会、学長会議等に日程を併せ、学長研修会を開催する。
- ② 公立大学職員を対象とした多角的な研修（公立大学に関する基礎研修、公立大学政策研修、法人会計研修、教務事務研修等）を開催する。

4 調査活動

- ① 公立大学実態調査：政策研究の基礎情報を得るために、毎年各公立大学の基本情報を調査し集計する。
- ② 調査結果は会員大学へ提供すると共に、必要に応じ公表する。

5 広報事業

- ① 協会ホームページの充実をはかるとともに、会員専用サイトに政策情報等を整理して示すポータルを構築する。
- ② 各公立大学を紹介する冊子として「公立大学2021」を作成し、Webでも公開する。
- ③ 公立大学の情報公表に関し、IRを研究・推進する外部機関や、大学ポートレート等との連携を図ることを検討する。

6 公立大学協会の組織等に関する検討

「公立大学協会の今後の事業及び組織のあり方について」（報告）及び令和2年度の理事会からの申し送りを踏まえ、公立大学協会の役員の在り方等についての検討を必要な検討会等を設置し行うこととする。

7 渉外、国際交流等事業

- ① 国際交流活動として JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）、UMAP（University Mobility in Asia and the Pacific；アジア太平洋大学交流機構）に参加する。

② 国公立大学団体が共同で行う事業への参加等、必要な渉外活動を行う。

8 70周年記念行事

1949年に設立された公立大学協会はすでに70周年を迎えているが、コロナ感染症の拡大によって、記念行事等の実施が延期されている。引き続き感染症拡大の状況をみながら、どの時点で、どのような形で事業を実施すべきかの検討を継続的に行う。

IV 収支予算書

令和3年度事業の収支予算については、昨年度においてコロナ感染症拡大の影響による事業開催方法の変更により繰り越された資金を原資として、研修費において1000万円、事業人件費において1000万円を投資的に増額しています。

その他の項目については、コロナ感染症終息の可能性も考慮し、例年の予算を基本に作成していますが、感染症拡大の状況によっては補正的な取り扱いが必要となると考えられます。